

令和6年度

茨木市監査結果報告書

令和6年(2024年)11月

茨木市監査委員

監 報 第 6 号
令和 6 年 11 月 14 日

茨木市議会議長
長谷川 浩 様

| | | |
|---------|-------|---|
| 茨木市監査委員 | 定 兼 | 徹 |
| 同 | 伊 藤 真 | 紀 |
| 同 | 畑 中 | 剛 |
| 同 | 松 本 泰 | 典 |

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 6 年度財政援助団体等監査を実施し、同条第 9 項の規定に基づき、その監査の結果に関する報告を次のとおり決定しましたので、提出します。

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施し、監査委員の意見を決定しました。なお、監査は、茨木市監査基準に準拠して行いました。

第1 監査の期間

令和6年7月12日～8月23日

第2 監査の対象

下記の団体の令和5年度の補助金等及び公の施設の指定管理に係る出納その他出納に関連した事務

【財政援助団体】

- 特定非営利活動法人茨木シニアカレッジ
(コミュニティデイハウス事業補助金)
所管部課 健康医療部 長寿介護課

- 茨木市山手台地区福祉委員会
(地域子育て支援拠点(ひろば型)設置運営事業補助金)
所管部課 こども育成部 子育て支援課

【指定管理者】

- 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
(沢池多世代交流センター指定管理者、指定管理料及び利用料金での運営)
所管部課 福祉部 地域福祉課

第3 監査の着眼点

監査は、補助金等については、必要性や交付の目的に沿って適正かつ効率的に執行され、十分効果を上げているかなどに着眼点を置き、実施しました。

公の施設の指定管理については、業務が適正かつ効率的に行われ、十分な効果を上げているかなどに着眼点を置き、実施しました。

第4 監査の実施内容

監査は、団体から関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取することにより行いました。

入金が発生した際には、小口現金と一括にして扱わないようにしてくださいとされていますが、利用料、給食費と小口現金を一括して帳簿に記載していました。

また出金については、小口現金以外の出金は、出金内容を現金出納簿に転記する。小口現金からの出金は、小口現金出納簿に出金内容を転記するとされていますが、インターネット通信費以外の全ての出金について、一つの帳簿に記載していました。

出納簿を整理し、マニュアルに沿った帳簿管理をするよう検討してください。

- ・ 収支決算書について、次年度繰越金と積立金の合計金額と預金口座の残高との整合性の確認がとれませんでした。要因の調査に努め、整理するとともに、毎年度末においても次年度繰越金と預金口座の残高の整合性がとれているかの確認をしてください。
- ・ 給食費や報償費の決定方法が不十分と考えられる事例が見受けられました。事業の透明性確保のため、法人として適切な意思決定となるよう決定手続きの見直しを検討してください。
- ・ スタッフ報償費は謝礼であり、労働の対価ではないとのことなので、誤解が生じることがないように、謝礼金及び報償費の支給に関する支出基準や様式等を整理してください。

長寿介護課

【委員意見】

- ・ スタッフについて、規程中に、労働者として扱っていると誤解を与えかねない文言が見られた。過去にも同様の事例が散見されるため、他の補助団体においても適正な規程や様式等を整備するよう促すなどの対応をされたい。

○ 茨木市山手台地区福祉委員会

(1) 団体概要等

茨木市社会福祉協議会の地区実践組織として、コミュニティデイハウス事業、つどいの広場事業、地区の福祉を目的とする事業等を分担して、山手台地区福祉の増進に寄与することを目的とされています。

(2) 補助対象事業 地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助金

(3) 補助金交付額 6, 944, 000円

(4) 交付年月日 令和5年 4月25日

令和5年10月25日

令和6年 1月25日

(5) 監査結果

【指摘事項】

- ・ スタッフ報償等支払明細について、スタッフの活動時間合計及び支払金額が誤っている事例が見受けられました。
- ・ 交通費及び報償費について、出金伝票と交通費および報償費請求書兼領収書の金額が一致しない事例が見受けられました。
- ・ 交通費および報償費請求書兼領収書について、交通費及び交通費の合計金額、請求金額が誤っている事例が見受けられました。
- ・ スタッフの活動日及び活動時間数について、スタッフ報償等支払明細とスタッフ活動表で一致しない事例が見受けられました。

【委員意見】

- ・ 出納簿について、事故防止の観点から、権限者が毎月末に確認を行い、確認したことの記録を残すことを検討してください。
- ・ スタッフ報償費は謝礼であり、労働の対価ではないとのことなので、誤解が生じることがないように、規程や様式等を整理してください。

子育て支援課

【委員意見】

- ・ スタッフについて、規程や様式中に、労働者として扱っていると誤解を与えかねない文言、表現が見られた。過去にも同様の事例が散見されるため、他の補助団体においても適正な規程や様式等を整備するよう促すなどの対応をされたい。

○ 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団

(1) 団体概要等

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会にお

いて営むことができるよう支援することを目的とされています。沢池多世代交流センターは平成27年4月より指定管理の指定を受け事業実施されています。

(2) 指定管理業務

沢池多世代交流センター施設の管理及び事業の運営管理に関する業務

(3) 基本協定の指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

(4) 指定管理料 27,679,029円

(5) 利用料金収入 1,231,260円

(6) 監査結果

【指摘事項】

- ・ 指定管理者は、本業務の取扱責任者及び業務従事者を定め、市に報告しなければならない（基本協定書第16条）としていますが、取扱責任者等報告書において人数のみを記載して業務従事者を定めていない事例が見受けられました。

地域福祉課

【委員意見】

- ・ 指定管理者は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする（基本協定書第22条）としているが、実際は本業務以外の業務をあわせた拠点区分で口座を運用している。実態と協定が異なる運用を行っていることから、本業務と他の業務の経理について分別管理できる体制を維持しつつ、整合性を図られたい。
- ・ 令和5年度事業報告書の収支決算書において、収支差額が0円であった。指定管理料の精算のために決算見込値の提出を受けていたということであるが、指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない（地方自治法第244条の2第7項）とされており、当該公の施設の管理の適正を確保すべく、指定管理者による管理の実態を把握するために、正しい収支状況の提出を求められたい。